姫路市中学校部活動の地域展開
新たな地域クラブ活動「姫カツ」
〈姫カツクラブ・姫カツ連携活動〉
活動ガイドライン

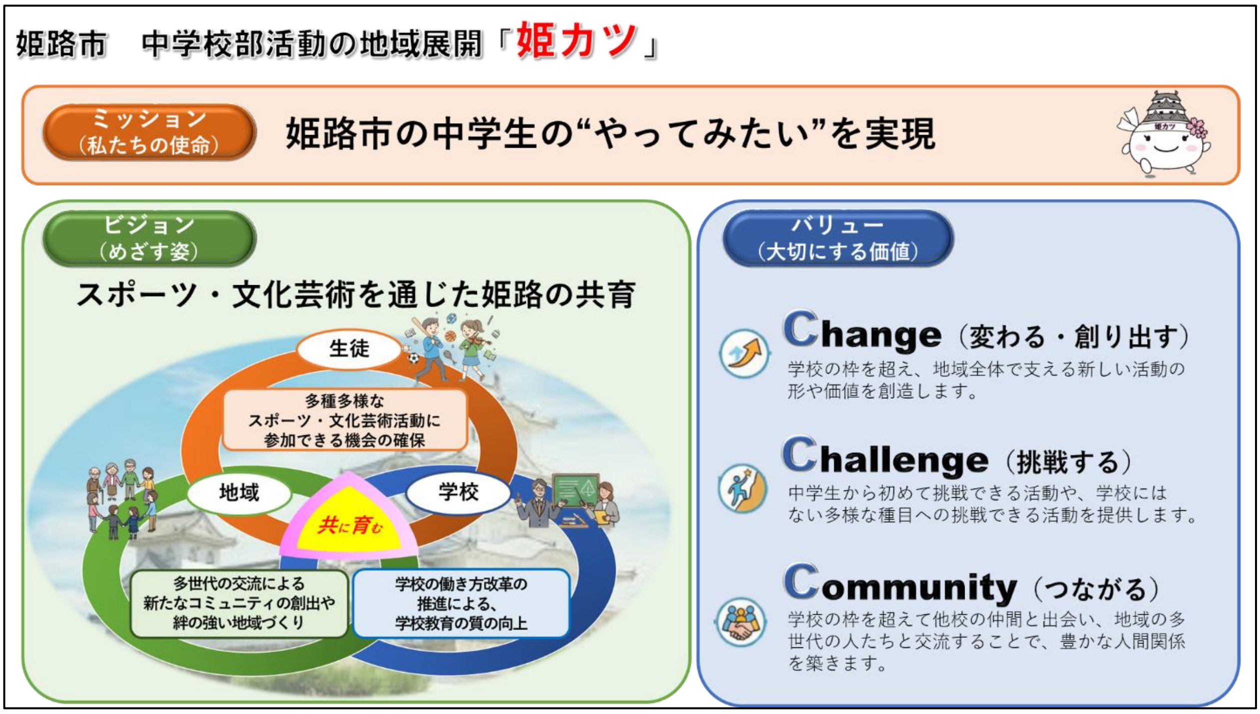

令和８年(2026 年)３月【第４版】

姫路市教育委員会

本ガイドラインは、これから姫カツ（姫カツクラブ及び姫カツ連携活動）の実施団体及び指導者として参画し活動される団体や指導者の方々に向けて、姫カツの趣旨や活動の詳細について、まとめたものです。

本ガイドラインをご覧いただき、姫カツの目的である、少子化などの社会情勢が変化する中においても「中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境」＝活動の場を確保し、子どもたちを学校と地域が「共に育む」という姫カツの趣旨に、一人でも多くの方々にご賛同いただき、ご協力をいただきたく存じます。

部活動改革の背景や目的、スケジュール等の詳細については、推進計画本文をご確認ください。

【目次】

Ⅰ　姫カツの基本的な考え方

（１）定義……………………………………2
（２）位置付け ……………………………2
（３）本ガイドラインの用語説明…2

Ⅱ　姫カツクラブのあり方及び要件について

（１）実施体制 ……………………………4
（２）実施形態 ……………………………5
（３）姫カツクラブの認定要件 ……6
（４）対象者…………………………………7
（５）活動場所 ……………………………7
（６）参加費等 ……………………………7
（７）保険の加入…………………………8
（８）適切な指導の実施 ………………8
（９）適切な休養日の設定……………9
（10）指導者の要件等 …………………9
（11）学校との連携等 ………………10

Ⅲ　姫カツ連携活動のあり方及び要件について

（１）姫カツ連携活動の要件 …………11
（２）対象者 ……………………………………11
（３）活動場所…………………………………11
（４）参加費等…………………………………12
（５）保険の加入 ……………………………12
（６）適切な指導の実施…………………12
（７）適切な休養日の設定 ………………12

Ⅳ　その他

（１）姫カツコンソーシアムの役割·13
（２）他都市の連携…………………………13
（３）個人情報の取り扱い ………………13
（４）ガイドラインの見直し …………13

〈参考資料〉

Ⅰ　姫カツの基本的な考え方

（1）定義

姫路市と学校・関係団体が連携して設立・運営する新たな地域クラブ活動である。

市内の競技団体やスポーツクラブ21、スポーツ少年団などの関係団体が実施し、各活動での指導は、地域の指導者（指導を希望する教職員を含む）が行う。

学校部活動からの地域に展開することで、現在の学校部活動をめぐる課題を解決し、多様なニーズに応じた子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することを目的とする。

（2）位置付け

「姫カツ」は、学校教育外の活動であり、本市においては、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付ける。

（3）本ガイドラインの用語説明

ア 姫カツ

姫路市が展開する、中学生を対象とした新しい地域クラブ活動（スポーツ・文化芸術活動）の愛称である。また「姫カツクラブ」と「姫カツ連携活動」の総称である。

イ 姫カツクラブ

学校部活動にある種目の活動を中心に、姫カツ運営事務局が運営・管理を行い、市の認定を受けた登録団体（協会・連盟主体の活動を含む）が中学校施設等で活動を実施する。

ウ 姫カツ連携活動

学校の部活動にはない種目も含め、中学生が参加できる多様な地域クラブ活動や講座、教室を対象とし、独自運営する団体の活動である。

体験活動やレクリエーション、障害の有無を問わない活動、多世代交流など幅広い活動を含めることで、すべての中学生が自分に合った活動に参加できる機会の確保を目指す。

エ　国のガイドライン

令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を指す。

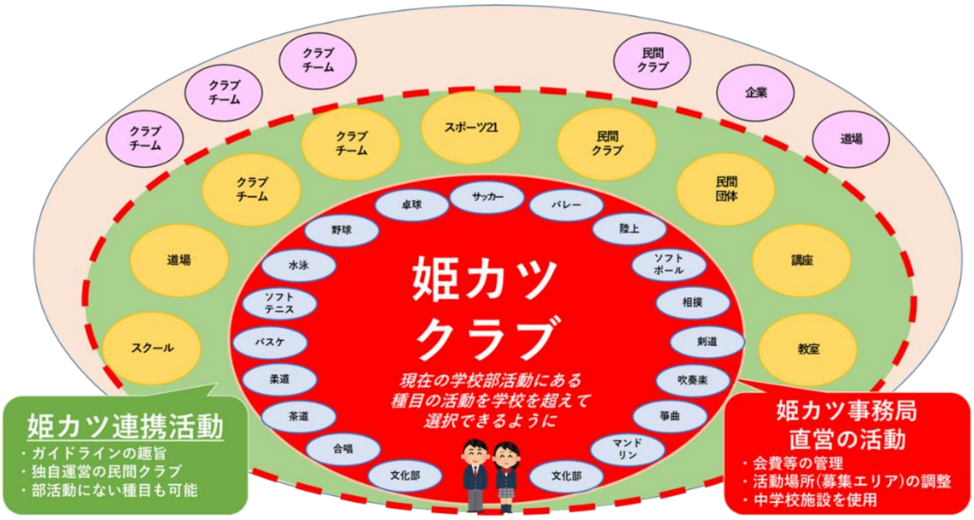

認定地域クラブ活動

	学校部活動	姫カツクラブ	姫カツ連携活動
位置付け	学校教育の一環	学校教育外の活動	学校教育外の活動 （民間団体の活動）
運営・管理主体	学校	市が設立した姫カツ運営事務局	市が連携活動として 登録した団体 ※各団体管理下の活動
実施団体		市が認定した登録団体 （姫カツクラブ）	
指導者	教職員、部活動指導員等	地域指導者 希望する教職員（兼職兼業）	地域指導者
参加対象	当該校の生徒	対象校区の 希望する中学生等	希望する中学生等
活動場所	中学校施設	中学校施設 （一部、市施設や民間施設等）	市施設・民間施設・学校施設等
費用負担	部費（実費相当）	月会費、年会費等	月会費、年会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等	スポーツ安全保険等

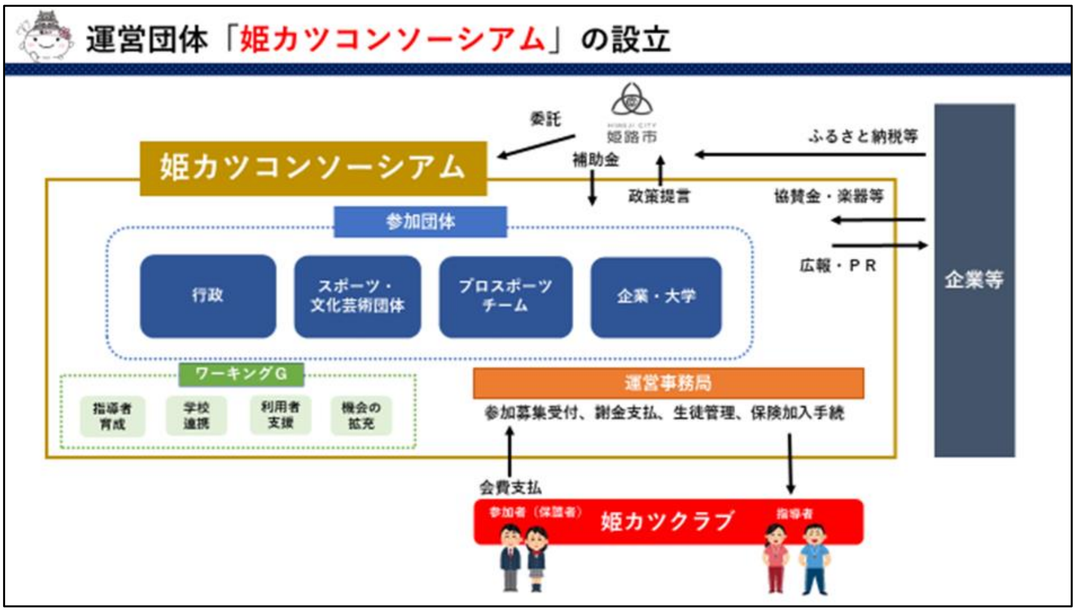

Ⅱ　姫カツクラブのあり方及び要件について

（１）実施体制

姫カツクラブは、姫カツクラブ共通規約に基づき、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

①管理主体（姫路市教育委員会）

姫カツクラブの活動方針の基本理念の実現のために姫カツクラブ登録団体及び指導者の認定、指定研修の実施、活動場所のコーディネート、姫カツクラブ全体の運営方針の決定を行う。

②運営主体（姫カツコンソーシアム事務局、以下「姫カツ運営事務局」）

姫カツの持続可能な運営基盤を構築し、基本理念に沿った活動とするために、行政、学校、関係団体・企業などで、活動の実施における諸課題の解決に向けた検討を行い、対応策などを提言する。

姫路市教育委員会の要請を受け、本クラブ運営に係る事務の一部（参加申し込みの受付、参加費の集金、保険の加入、指導報酬の支払い、連絡ツールの導入等）の一元管理を行う。

③実施団体（姫カツクラブ）

各活動については、姫路市教育委員会によって認定された姫カツクラブが担う。

姫カツクラブは、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動にかかる消耗品費、大会参加費等）の管理（集金、支払い）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。

各活動の運営体制については、参加者の募集、保険の加入、参加費の集金、指導者報酬の支払いなどの事務を姫カツ運営事務局が一元的に管理する「事務局運営団体」を基本とするが、改革完了期以降は、「自主運営団体」となることを目指す。

④指導者等

姫路市教育委員会が認定した姫カツクラブにおいて指導することができる指導者であり、活動において、姫カツクラブの活動計画に基づき、練習の指導、大会などの引率等を行う。

⑤コーディネーター

種目ごとの活動エリアの調整、姫カツクラブと中学校、競技団体との連絡調整、活動の実施における課題の把握と課題に対する助言、指導等を行う。

（２）実施形態

学校部活動にある種目の活動を中心に、姫カツ運営事務局が運営・管理を行い、市の認定を受けた登録団体（協会・連盟主体の活動を含む）が中学校施設等で活動する実施団体を「姫カツクラブ」とする。

本市においては、競技種目や地域の実情に応じた地域展開を推進するため、チーム型（部活移行型）とスクール型（合同練習型）の２つの実施形態を設定し、活動単位も全市で１クラブからブロック単位による複数校また校区など様々な形を示すこととする。

姫カツクラブの活動形態と大会出場について

姫カツクラブが**チーム型（大会に出場する）の活動**か、
スクール型（休日の練習のみの活動）かは競技によって異なります。

活動形態	対象競技	大会出場
チーム型（部活移行型）	軟式野球・サッカー バレーボール・剣道 バスケットボール ソフトボール ソフトテニス 体操・柔道・相撲 吹奏楽、コーラス	**参加する姫カツクラブ**から大会出場（地域クラブ） ***※大会に出場するためには、姫カツクラブに参加する必要があります。***
スクール型（合同練習型）	陸上・水泳・卓球	**所属校の部活動**から大会出場

【補足】

①位置づけ

姫カツクラブは、文部科学省が令和７年１２月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が示す要件に基づき、市が認定した「認定地域クラブ活動」に位置付ける。

③チーム型（部活移行型）の大会参加について

大会参加資格を満たす場合は、姫カツクラブから地域クラブとして参加することとする。

兵庫県中学校体育連盟に申請する際は、「認定地域クラブ活動」（「令和８年度 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」※今後、変更の可能性あり）に位置付けることとする。

③平日の活動について

平日の活動体制が整っている姫カツクラブについては、団体と姫カツ運営事務局及び学校との協議により、順次平日の活動も展開することをめざす。

※スクール型（合同練習型）の競技については、令和１０年１０月までに、チーム型（部活動移行型）に向けた活動体制を整えていく。

※姫カツクラブ以外のスポーツ活動、文化芸術活動については、姫カツ連携活動として募集し、令和８年度より参加団体として生徒や保護者に広く周知する。

（3）姫カツクラブの認定要件

姫カツクラブは、以下の要件を全て満たすこととする。

○ 学校・地域との連携により、学校部活動の地域展開を担う団体であること
○ 国が通知した、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
○ 姫路市内に活動拠点のある団体であること
○ 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
○ 規約又は会則を定めるとともにその規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に処理されていること
○ 具体的な活動日や参加予定の大会の日程等を記載した活動計画を策定し、参加者へ周知するとともに姫カツ運営事務局へ提出すること
○ 実際の活動内容について、毎月姫カツ運営事務局に報告を行うこと
○ 活動中の事故やトラブル等の管理体制が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて関係者と連携すること
○ 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または姫路市が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
○ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
○ 適切な活動時間や休養日等を設定していること
○ 代表者・指導者は１８歳以上（高校生は除く）であること
○ 代表者や指導者、スタッフなど、３名以上で構成することを原則とする。
○ 代表者・指導者・スタッフについて、姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号）第２条の各号（※１）に 該当しない者であること
○ 代表者・指導者・スタッフについて、学校教育法第９条の各号（※2）に該当しないこと
○ 政治・宗教を目的とした団体等ではないこと
○ 営利を目的とした活動ではないこと

※1 暴力団、暴力団員、これらと密接な関係にある者など
※2 禁錮以上の刑に処せられていた者、教職員免許状失効後３年以内の者など

【補足】

・活動期間は当該年度末までとし、指導における不適格行為等がない場合は、当該年度の翌々年度末まで登録を継続する。
・姫カツクラブは、大学生などの学生のみで構成することはできない。
・「営利を目的とした活動ではない」とは、活動に係る人件費、消耗品や使用料等の直接経費と、会費等の収入が概ね均衡している状態を指す。
・本手引き並びに姫カツ運営事務局の定める関係規定に違反し、本市又は姫カツ運営事務局による指導を経てもなお是正されない場合には、認定を取り消す。また、違反の内容等が姫カツの趣旨・目的を著しく逸脱するなどした場合は、指導を経ずに認定を取り消すことがある。

（4）対象者

① 希望する中学生とする。
② 姫カツクラブの趣旨から、募集対象校区の活動への参加を基本とする。なお、各家庭の判断により募集対象校区以外の姫カツクラブに参加することも可能とする。
③ 小学生等の参加については、各姫カツクラブが管理責任のもとで、活動する場合は可能とする。

（5）活動場所

① 姫カツクラブは、学校施設を基本の活動場所とし、必要に応じて、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間施設等を活動場所とする。
② 市は、活動場所が円滑に利用できるようにするために、関係部署又は機関と必要な調整を行う。
③ 活動にあたり、学校施設や備品（サッカーゴールなど）を使用することはできるが、消耗品（個人で使用するもの、ラインパウダー、救急セットなど）は原則として、団体が準備するものとする。
④ 姫カツクラブは、中学校等の施設の管理者が認めた範囲内で指定の場所へ駐車又は駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとする。
⑤ 活動場所への移動については、現地集合・現地解散とし、自己の責任で行う（学校管理外)。なお、自転車や公共交通機関、送迎等、移動手段は限定しないものとする。
⑥ 移動中の事故については、スポーツ安全保険が適用される。ただし、保護者の自動車等による送迎の場合は保険適用対象外となる。

【補足】

・姫カツクラブの活動場所は、中学校施設を目的外使用として使用できるよう、姫カツクラブと姫カツ運営事務局及び学校と協議をして決定する。
・保護者等の負担軽減等を図るため、公共施設の使用料減免等について今後検討する。

（6） 参加費等

① 活動の維持・運営に要する費用は、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
② 姫カツ運営事務局は、姫カツクラブ共通規約に基づき、活動の維持・運営に要する費用のうち指導者謝金、保険料等にあてるため、参加費を集金する。
③ 姫カツクラブは、活動の維持・運営に要する費用のうち活動に必要な消耗品の購入費、大会参加費等にあてるため、必要に応じてクラブ運営費を集金することができる。なお、クラブ運営費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。
④ 市は、適切な参加費の設定や保護者等の負担軽減等を図るため、必要に応じて対策を講じるものとする。

【補足】

・参加費（月会費）は、休日のみの活動においては、スポーツ種目 3,000 円/月、文化種目 2,000 円とする。(活動日数によって変更の場合あり）
・参加費に加えて、年会費（保険料、連絡用アプリの使用料、事務経費）を、3,000 円/年とする。

・指導者謝金は、参加者が負担する参加費から充当することとする。姫カツ運営事務局基準額として指導者が 1 回 4,500 円（交通費、所得税、消費税などを含む）とする。
※指導者謝金は年間活動回数について、支払い上限を定める。
※謝金の対象となる指導者の人数は、事務局が別途定める会員数等の基準に基づき各クラブごとに決定する。

姫カツクラブの運営費用と負担内訳

経費の内訳と負担者のイメージ

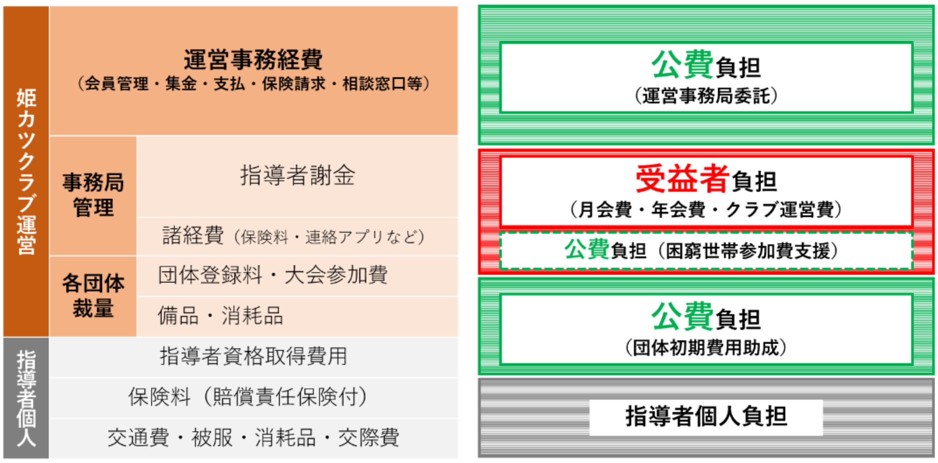

（７）　保険の加入

① 活動の参加者、指導に携わる指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険であるスポーツ安全保険に加入することを条件とする。
②　姫カツ運営事務局が一元的に管理する「事務局運営団体」については、参加者のスポーツ安全保険を姫カツ運営事務局が一括で加入手続きを行う。

【補足】
・スポーツ安全保険の費用は以下のとおり。
※中学生：年額 800 円、指導者：(運動) 2,000 円、(文化) 800 円
・参加者の保険加入費は、年会費に含まれる。
・活動中のトラブルや事故等の責任は、指導者や姫カツクラブ、姫カツ運営事務局が各範囲において負うこととする。

（８）　適切な指導の実施

姫カツにおいては、国のガイドラインに準じ、次のとおり指導を実施する。
① 参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
③ 中央競技団体又は学校部活動にかかわる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用する。

【補足】

・生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

・日本版 DBS の活用も含めて、指導者の不適切行為については、防止を徹底していく。

（９） 適切な休養日等の設定

活動は、成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、国のガイドラインに準じ、次のとおり休養日を設定するとともに、１日の活動時間を遵守する。

① 学校の学期中は、週当たり２日以上（平日において少なくとも１日以上、週休日等において少なくとも１日以上）を休養日とする。

② 学校の長期休業中は、学期中に準じて休養日を設ける。また、参加者が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に１日以上の休養日を設けることができない場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、週休日等のみ活動する場合においても、原則として１日以上を休養日とし、週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に１日以上の休養日を設けることができない場合は、休養日をほかの週休日等に振り替える。

④ １日の活動時間は、長くとも平日の活動では２時間程度、週休日等の活動では３時間程度とする。

⑤ 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなど学校や地域行事等を考慮する。

【補足】

・国のガイドラインに示されているのは、適切な休養日等の設定についてであり、活動日及び時間については、各団体や指導者の実情に応じて設定すること。

・国のガイドラインにおいて、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とされているが、本市は、平日の学校部活動を実施し、姫カツクラブの活動は休日のみの実施となるため、上記の適用とする。ただし、今後、平日の地域展開を実施するにあたっては、各クラブが、週当たり１１時間程度の範囲内で柔軟に活動時間を設定できるよう検討していく。

（10）指導者等の要件等

① 指導者としての要件は、姫カツクラブの認定要件に準ずる。

② 姫カツクラブにおいて指導することができる指導者は、姫路市教育委員会が指定する研修を受講し、姫カツクラブ指導者として登録された者とする。

③ 姫路市教育委員会が指定した指導者資格を保有する者は、資格証の写しを市へ提出することで、指導者研修の受講を免除できる。

④ 指導者等は、関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。

⑤ 姫カツクラブにおける指導者等については、市立学校の教職員の兼職兼業を認める。

⑥ 指導者等に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応については、姫カツ運営事務局が設ける相談窓口のほか、競技団体等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

⑦ 姫カツクラブにおける指導においては、指導者資格等の保有を義務付けるものではないが、中学校体育連盟や競技団体への加盟についてはその限りではない。

【補足】

・市立学校の教職員の兼職兼業については、令和 5 年 1 月 30 日付文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」に基づき、希望する教職員が所属校の校長等へ相談・了承の上、 姫路市教育委員会の兼職兼業の許可を得て 、姫カツクラブの指導に従事することとする。

（11）学校との連携等

① 姫カツクラブとその活動エリア内の中学校・義務教育学校は綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解のほか、日々の参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体での中学生の望ましい成長の保障に努める。

②姫カツ運営事務局は、コーディネーターと連携し、活動が認定要件に示した内容に沿って適正に行われるよう、クラブの取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

③ 学校は、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知する。

④ 学校部活動の地域展開が完了するまでの間は、姫カツクラブの指導者等と学校部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、参加者や保護者等への説明を適切に行う。

【補足】

・姫カツクラブの趣旨から、姫カツクラブごとに募集対象校区を設定し、参加生徒は対象校区のクラブへ参加することを基本とする。なお、各家庭の判断により対象校区以外の姫カツクラブに参加することも可能とする。

・姫カツクラブは、定期的に姫カツ運営事務局に活動状況を報告し、姫カツクラブ及び指導者と姫カツ運営事務局・学校との情報共有を図ります。

Ⅲ　姫カツ連携活動のあり方や及び要件について

（１）姫カツ連携活動の要件

○ 国が通知した、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること

○ 姫路市又は近隣市町に活動拠点があり、スポーツ・文化芸術等の振興に寄与する活動や多様な体験を通じて中学生の豊かな人間性を育む活動であること

○ 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について、各団体内で報告を行うなど、適切な経理が行われていること

○ 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、万が一の場合に備え、保護者や医療機関などと連携する体制が整備されていること

○ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること

○ 代表者は１８歳以上（高校生は除く）であること

○ 代表者・指導者・スタッフについて、姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号）第２条の各号（※１）に 該当しない者であること

○ 代表者・指導者・スタッフについて、学校教育法第９条の各号（※2）に該当しないこと

○ 政治・宗教を目的とした団体等ではないこと

※1 暴力団、暴力団員、これらと密接な関係にある者など

※2 禁錮以上の刑に処せられていた者、教職員免許状失効後３年以内の者など

【補足】

・姫カツ連携活動については、既存団体（新規設立団体も可能）の活動を、中学生に広く周知することで多様な活動機会の実現を目指すものであるため、姫カツクラブとは管理運営体制が異なる。

・姫カツ連携団体は、学生のみで構成することはできない。

（２）対象者

① 希望する中学生とする。

② 市外の中学生の参加や小学生などの多世代にわたる参加については、各団体の判断のもと参加可能とする。

（３）活動場所

① 各団体が確保した活動場所とし、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間施設等を活動場所とする。

② 中学校施設は、「姫路市立学校目的外使用条例」にもとづき使用することとする。（優先利用はできない）

③ 活動場所への移動については、現地集合・現地解散とし、自己の責任で行う（学校管理外）。なお、自転車や公共交通機関、送迎等、移動手段は限定しないものとする。

（４） 参加費等

① 活動の維持・運営に要する費用は、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。

② 団体は、活動の維持・運営に要する参加費を設定し、徴収することができる。なお、参加費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために参加者に対する情報開示を適切に行うものとする。

③ 参加費は、可能な範囲で低廉な額を設定する。なお、上限額については、特に定めない。

④ 市は、適切な参加費の設定や保護者等の負担軽減等を図るため、必要に応じて対策を講じるものとする。

（５） 保険の加入

① 団体は、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえたうえで、必要に応じて指導者や参加者に対して指定する保険の加入を義務付けることができる。

【補足】

・活動中のトラブルや事故等の責任は、各団体が負うこと。

（６） 適切な指導の実施

① 参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養を設けた活動を行う。

【補足】

・今後、日本版 DBS の対象となる活動については、各団体に適切な対応を求める。

（７） 適切な休養日等の設定

活動は、成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、国のガイドラインに準じ、次のとおり休養日を設定するとともに、１日の活動時間を遵守する。

① 週当たり２日以上の休養日を設定し、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。

② １日の活動時間は、長くとも平日の活動では２時間程度、週休日等の活動では３時間程度とする。

③ 週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に１日以上の休養日を設けることができない場合は、休養日を他の日に振り替える。

【補足】

・参加者が平日の学校部活動に参加し、休日のみ活動を実施する場合には、原則として、休日の姫カツ連携活動において、少なくとも１日以上の休養日を設ける。ただし、今後、平日の地域展開を実施するにあたっては、各クラブが、週当たり１１時間程度の範囲内で柔軟に活動時間を設定できるよう検討していく。

・国のガイドラインに示されているのは、適切な休養日等の設定についてであり、活動日及び時間については、各団体や指導者の実情に応じて設定すること。

Ⅳ　その他

（1）姫カツコンソーシアムの役割

将来的に姫カツが中学生だけでなく、ほかの世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること等を目指し、活動の充実を図る。

（2）他都市との連携

近隣市町とも連携し、中学生が希望する姫カツなどの地域クラブ活動に参加できる機会確保されるよう、相互利用の環境を整備する。

（3）個人情報の取り扱い

姫カツの運営事務局及び実施団体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。

参加者（未成年の場合は保護者を含む）に無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやＳＮＳ等に掲載することなどが無いように、十分配慮しなければなりません。

（4）ガイドラインの見直し

今後、国や兵庫県が新たな方針を示した場合など、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行う。

〈参考資料〉

（１）部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和 7(2025)年 12 月）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

(2) 姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動（新たな地域クラブ活動「姫カツ」）推進計画（令和 6 (2024)年 12 月）

https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000018734.html